

## 世界で適用される贈収賄防止に関する方針 (ベンダーと代表者用)

以下のガイドラインは、主に米国の海外腐敗行為防止法(「FCPA」)、2010年英国贈収賄防止法(「英国贈収賄防止法」)、その他適用される腐敗行為防止法を根拠としており、これらのガイドラインからの逸脱は認められません。

これらのガイドラインに違反した HANESBRANDS INC.のベンダーまたは代理人、あるいはその子会社、関連エンティティ(「HBI」)は、HBI との契約に実質的に違反したものとみなされます。さらに、FCPA や英国贈収賄防止法、または腐敗行為防止法違反で有罪とされた特定のベンダーまたは代表者は、個人的に以下の対象となります。(1) 各違反につき刑事罰金または米国内または米国外での懲役、および(2) 無制限の民事罰金。このような違反は、HBI に、厳しい刑事罰および民事罰が課されたり、評判に傷が付く場合があります。

### A. FCPA の概要

FCPA は、事業の取得または維持、あるいは不当な優位性を確保する目的で、外国公職者に違法な支払いや政治献金をする行為を、HBI、その従業員、代表者、代理人、外国子会社を含む米国企業に対し制限することを意図しています。また、関連する部分では、任意の米国市民、米国で上場する企業(HBI など)または米国における子会社、米国の企業や他の対象となるエンティティに代わって行動するエンティティまたは個人にも適用されます。FCPA は、主として次の2つの部分で構成されます。(1) 贈収賄防止、(2) 会計管理規定。

**1. 贈収賄防止規定。**FCPA は、外国の公職者、外国の政党、政党の役員、外国公職の候補者に対し、事業の取得または維持、または任意の不適切な利益を確保するために、賄賂を渡す行為や賄賂の提供を行うことを禁止しています。

「外国の公職者」には、任意の国際機関、外国政府(「米国外」)、または任意の外国政府の省庁、政府機関、または代行機関の役員または職員、政府所有(一部所有または全部所有)の事業体の従業員、外国の政党、外国の高官、外国公職の候補者、また、禁止支払いまたは外国政府の役員または職員に利益を提供するであろうと信じる理由がある場合は、非常勤政府職員やその他の人を含めたこれらの代理人やその組み合わせが含まれます。前述のカテゴリの家族や王室の人々も、「外国の公職者」とみなされます。

FCPA における「賄賂」の定義は、あらゆる有価物(現金またはその他)で、事業を取得、維持、管理する、または不当な優位性を確保するために提供されるものを意味します。賄賂は、外国の公職者に影響を与える、または個人の合法的な義務に違反して何かを自制する結果のみで成立します。

2. **会計管理規定**。FCPA は、HBI を含む上場米国企業が合理的に完全かつ正確な帳簿と記録を維持し、FCPA 要件を満たす内部会計統制の「十分」なシステムを考案することを要請しています。これらの会計処理および記録管理の要件は、帳簿外の「スラッシュ」ファンドや故意に改ざんした違法支出など、違法な賄賂を隠すための技術を防止するためのものです。下記のガイドラインには、FCPA の会計と記録保持要件の遵守を確実にするために従わなければならない特定の手順が含まれています。以下にその手順を示しますが、この手順はすべてを含んでいるわけではありません。

## B. 英国贈収賄防止法

FCPA と同様、英国贈収賄防止法は外国（英国外）公職者の買収を犯罪行為としています。一方、英国贈収賄防止法の下では、(i) 民間の個人や企業の買収、または、(ii) それらの授受（形態や方法問わず）も犯罪行為としています。個人や企業エンティティ（HBI など）の両者が英国贈収賄防止法の下で犯罪行為を犯す可能性があります。

HBI は英国に拠点を置く事業で、英国贈収賄防止法に世界規模で準拠しようとしています。企業は第三者が自社に代わり買収を行うことを防ぐためのあらゆる合理的な措置を取ることが期待されており、これらの人物による買収行為を防げなかった場合、刑事責任を被る可能性があります。このため、あなたがこれらのガイドラインおよび HBI のコンプライアンスプログラムを完全に理解し、それを遵守することが極めて重要です。

## C. ポリシーガイドライン

以下のガイドラインは、HBI に代わって業務を執行するすべての HBI ベンダーまたは代表者、その他の第三者に適用されます。

1. HBI ベンダーまたは代表者が次のことを行うことはできません。
  - a. 外国の公職者（外国政府の職員、政府所有の外国事業体、国際機関、外国の政党、外国公職の候補者、またはそのような人物に代わって行動する人物、そのような人物の家族を含む）に何らかの支払い（現金または別の方法で）または有価物を提供すること。
  - b. 任意の外国の公職者に、何らかの贈答品を提供すること。
  - c. 事業の取得または維持、あるいは不当な優位性を確保する目的で、外国の個人またはエンティティに支払いを行ったり、金銭的またはその他の利益（現金、贈答品、その他）を提供すること。賄賂は禁止されています。これには例外はありません。政府高官にも、私的機関にも行うことはできません。
  - d. HBI と取引を行う他の事業者またはエンティティに不当な優位性を提供するため、支払いや、いかなる金銭的または非金銭的な贈答品や報酬を授受すること。賄賂の授受は禁止されています。これには例外はありません。

2. HBI ベンダーまたは代表者は、(i) 内部会計、資金支出、購買、または (ii) 資産の販売、交換、譲渡に関する、HBI のシステム、手順、および統制が回避されると分かっている、または信じられる理由がある国内外のあらゆる活動に従事することはできません。

3. HBI ベンダーまたは代表者が、取引の相手方の身元を隠す、または違法な支払い、「帳簿外」の支払い、または第三者または海外の銀行への違法な支払いに参加するようアプローチされたり依頼されたりした場合、そのような行動を取ることを拒否し、この事象を直ちに HBI に報告しなければなりません。

この方針と矛盾する報告活動は、適切に調査されます。違反に関しては、適切な措置 (HBI とベンダーまたは代表者の契約終了を含む) が取られます。

本ポリシーは、FCPA、英国贈収賄防止法、地域の腐敗行為防止法、当社の贈収賄防止基準のあらゆる側面に対処しているわけではありません。これは、FCPA や英国贈収賄防止法を一般的に説明し、HBI ベンダーや代表者のためのガイドラインを提供することを意図しています。FCPA、英国贈収賄防止法、地域の腐敗行為防止法および関連する判例や法的権限の要件に精通することは、ベンダーまたは代表者の責任です。